

注記（一般会計等）

財務書類作成・報告における注記事項

1 重要な会計方針

（1）有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産 ⇒ 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの ⇒ 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの ⇒ 取得原価

取得原価が不明なもの ⇒ 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産 ⇒ 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの ⇒ 取得原価

取得原価が不明なもの ⇒ 再調達原価

（2）有形証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

該当なし

② 満期保有目的以外の有価証券

該当なし

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの ⇒ 該当なし

イ 市場価格のないもの ⇒ 取得原価

（3）棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

（4）有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）⇒ 定額法

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）⇒ 定額法

ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及び契約 1 件あたりのリース総額 300 万円以下のファイナンス・リースは除く）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金、貸付金等の徴収不能又は回収不能に備えるため、過去 5 年間の平均不能欠損率等により、徴収不能見込額または回収不能見込額を計上した。

② 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務書類作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法的福利費相当額の見込額について、それぞれの会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引（1 年以内のリース取引及びリース総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース料取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計取引を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第 235 条の 4 に規定する歳入歳出に属する現金を範囲としています。

(8) その他財務処理作成のための基本となる重要な事実

ア 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によるものとしています。

イ 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価額が 50 万円（美術品・骨董品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じます。

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 重要な後発事象

該当なし

4 偶発債務

保証債務及び損失補償債務負担の状況

「坂城町土地開発公社」財政健全化法の将来負担額 157,553千円

5 追加情報

財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項は次のとおりです。

(1) 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

工業地域開発事業特別会計

(2) 一般会計等と普通会計の対象範囲の差違

差異なし

(3) 出納整理期間

地方自治法第235条の5の規定により、出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（令和4年4月1日～令和5年5月31日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(4) 財務書類の表示単位等

各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため合計金額が一致しない場合があります。

(5) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況（令和4年度決算）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	7.7	—

(6) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

73,436千円

(7) 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費（一般会計） 321,327,075円

(8) 過年度修正等に関する事項

該当なし

6 貸借対照表に注記事項

(1) 売却可能資産の対象範囲及び内訳は、次のとおりです。

売却可能資産の範囲は、計画等で売却の方向性が示されている資産及び財産収入として予算措置がされている公共資産としています。

該当なし

(2) 減債基金に係る積立不足額

該当なし

(3) 基金借入金（繰替運用）

歳計現金に不足が生じる場合、効率性を勘案のうえ、歳計現金への繰替運用を行っています。

(4) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

4, 6 4 6, 4 9 8 千円

(5) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は次のとおりです。

【内訳】 標準財政規模	4, 6 0 8, 4 9 7 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	6 1 8, 5 2 8 千円
将来負担額	1 2, 4 3 6, 8 4 7 千円
充当可能基金額	6, 9 5 6, 6 6 7 千円
特定財源見込額	1 2 1, 5 5 1 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	7, 3 5 9, 2 3 4 千円

(6) 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

該当なし

(7) P F I に係る資産

該当なし

(8) 行政コスト計算書に係る事項

該当なし

(9) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(10) 資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支 251,091千円

②資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	1,314,215千円
減価償却費	△727,745千円
徴収不能引当金の増減額	△3,166千円
退職手当引当金の増減額	14,459千円
賞与等引当金の増減額	2,360千円
未収金の増減額	1,844千円
固定資産売却損益	0千円
投資活動収入の国県等補助金収入	101,971千円
その他資産・負債の増減額	△134,134千円
純資産変動計算書の本年度差額	569,804千円

(11) 一時借入金の状況

資金収支計算上、一時借入金の増減額は含まれておりません。

なお、一時借入金の限度額は、300,000千円です。

(12) 重要な非資金取引

該当なし